資料

１．点検趣旨

河川等においては、従来から巡視や施設点検を実施してきたところですが、一般の利用者の増加や利用を前提とした施設整備を進めていることを踏まえ、利用者の自己責任による安全確保を心がけていただくことと併せて、施設の安全利用に資することを目的として、安全利用点検を実施しました。

なお、河川等はもともと危険性を内包しているため、利用に伴う危険は、本来利用者自らの責任により回避されるよう努めていただくことが必要となります。

２．点検対象

点検は、北上川上流直轄管理区間内の河川、砂防施設及びダム（四十四田ダム・御所ダム・田瀬ダム・湯田ダム・石淵ダム・胆沢ダム）における以下の箇所で行いました。

河川施設にあたっては、

①水辺プラザ等河川に親しむ利用を目的として施設を設置している区域。

②日常、人の集まりやすい場所にある水門・樋門等の河川管理施設。

ダム施設にあたっては、

③ダム管理区内において湖畔の水辺に親しむことを目的として、施設を設置した区域及び水辺に親しむ等利用者が日常的に見られる区域。

砂防施設にあたっては、

④水辺に親しむ利用等を目的として砂防施設管理者等が設置した区域。

⑤水辺に親しむ利用等を目的として砂防施設管理者等が設置した区域ではないが、水辺に親しむ利用等が予想される区域。

なお、今回の点検は、山奥や天然河岸、中州、流水部などの自然区域や立入禁止区域の点検は、対象としておりません。

３．点検結果

安全利用点検は、多くの人が集まりやすい夏休みの前に実施しましたので、点検実施結果の概要についてお知らせします。

	全点検箇所数	直ちに処置した箇所	立ち入り禁止等の応急的な措置を施した箇所	利用者の自己責任において通常の利用が可能な箇所
河　川	３０	１０	4	２６
砂　防	4	1	0	4
ダ　ム	３１	4	0	３１

４．点検後の措置及び今後の対応

利用者に対する重大な危険又は支障があると認められた場合は、立入規制等を含む応急的な措置を施し利用者への危険の周知に努め、さらに詳細な点検を実施し必要な対策について検討・実施します。

また、夏休みまでに主に水面部の利用等を対象とした管理施設について、同様の点検を行う予定としております。

表－１　点検結果

（平成１９年７月１８日現在）

【河川】

河川	点検箇所	点検結果	点検実施日
中津川	中津川橋下流	低水護岸の一部洗掘がありロープによる立ち入り禁止措置及び注意喚起看板の設置。今後対策を実施する。	7月10日
中津川	中津川橋下流	自然河岸の一部洗掘がありロープによる立ち入り禁止措置及び注意喚起看板の設置。今後対策を実施する。	7月10日
北上川	都南大橋上流	スロープへの木製階段の腐食がありロープによる立ち入り禁止措置及び注意喚起看板の設置。今後対策を実施する。	7月10日
北上川	花巻地区 水辺プラザ	手摺りのボルトが抜けているので、ボルトの取付けを実施する。	6月25日
〃	花巻地区 水辺プラザ	階段護岸の張り石が剥がれているので補修を行う。	6月25日
北上川	花巻南大橋下流 花巻市	木製階段の腐食が進んでいるので、補修を行う。	6月25日
北上川	水沢地区 水辺プラザ	階段護岸の張り石が剥がれているので補修を行う。	6月26日
〃	〃	側溝が投棄されているため、撤去する。	〃
北上川	北上地区 水辺プラザ	立入禁止ロープが切れているので、復旧する。	7月2日
北上川	珊瑚橋下流 北上市	安全ロープが無くなっているので設置する。	7月2日
〃	〃	木製階段の腐食が進んでいるので、補修を行う。	〃
猿ヶ石川	町井地区 水辺プラザ	胡桃の枯れ枝が落下する危険があるので枝打ちを行う。	7月4日
〃	〃	立入禁止柵脇の丸太が不安定で倒れる危険があるので、撤去する。	〃
〃	〃	立木が枯れているので、伐採する。	〃
猿ヶ石川	毘沙門地区 水辺プラザ	遊歩道が濡れていると滑って危険なので注意喚起看板を設置する。	〃

【砂防】

河川	点検箇所	点検結果	点検実施日
二双沢	床固め	遊歩道の手摺りの一部に破損があったので、補修を行った。	7月12日

【ダム】

河川	点検箇所	点検結果	点検実施日
四十四田ダム	松園水辺公園	・折れた枝が木に引っかかっていたため、撤去した。	7月6日
田瀬ダム	田瀬ダム左岸	・航行禁止看板に曝気装置周辺を航行する際の注意が記載されていなかったため、曝気装置の位置、写真、注意喚起文を記載した。	7月10日
胆沢ダム	学習館	・展示物の周辺に立入禁止のためロープ柵が張られているが、注意看板なかったので設置した。	7月10日
胆沢ダム	馬留湿地	・水路脇にはられているロープ柵のたるみを張り直した。	7月10日